

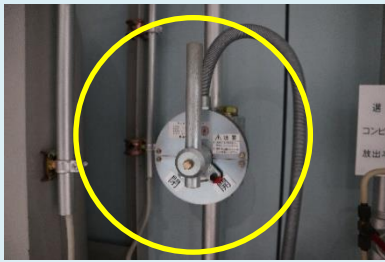
二酸化炭素消火設備の法令改正

令和2年12月から令和3年4月にかけて、二酸化炭素消火設備の事故が相次いで発生したため、事故の再発防止を目的に法令が改正されました。

法令改正に伴い、建物関係者の皆様には以下の項目を実施していただく必要があります。

1 閉止弁の設置（消防法施行規則第19条第5項第19号イ（ハ）関係）

二酸化炭素消火設備がある場所で、工事やメンテナンスを行う際の安全を確保するために、設置されていない場合は、二酸化炭素が放出されないように配管を閉じる閉止弁を設置する必要があります。



集合管に閉止弁を設置した例



操作管に閉止弁を設置した例

設置期限：令和6年3月31日まで

★ 令和5年3月31日以前に設置した閉止弁は次の1～4に適合させる必要があります。

（不活性ガス消火設備の閉止弁の基準(令和4年消防庁告示第8号)附則第2項関係)

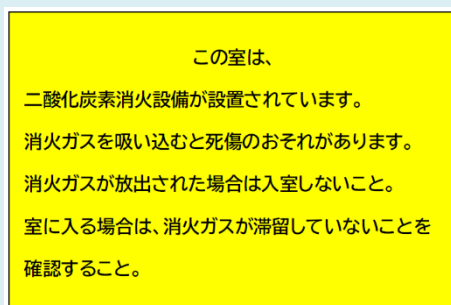
- 1 直接操作により操作する部分に、操作の方向又は開閉位置が表示されているものであること。
- 2 見やすい箇所に、常時開放し点検時に閉止する旨が表示されているものであること。
- 3 直接操作又は遠隔操作により操作した場合に、確実に開閉するものであること。
- 4 不活性ガス消火設備の閉止弁の基準第8号による表示
（製造者名又は商標、製造年、耐圧試験圧力値、型式番号、流体の流れ方向）

2 新たな標識の設置（消防法施行規則第19条第5項第19号イ（ホ）関係）

二酸化炭素の危険性を注意喚起する標識を、以下の場所の出入口等の見やすい箇所に設置する必要があります。

- ① 二酸化炭素を貯蔵する容器がある場所（消火ボンベ庫室）
- ② 二酸化炭素が放出される場所（防護区画）

標識は、イラストタイプと文章タイプの2種類設置します。



設置期限：令和5年3月31日まで

3 建物関係者が維持管理しなければならない事項が追加 (消防法施行規則第19条の2関係)

- ① 二酸化炭素消火設備が放出される場所(防護区画)に、人が立ち入る場合は、閉止弁が閉止された状態にする。
- ② ①以外の場合は、閉止弁が開放された状態にする。
- ③ ①の場合は、自動手動切替え装置を手動状態にすること。
- ④ 消火剤が放射された場合は、当該消火剤が放射された場所(防護区画)に、人が立ち入らないように維持すること。
- ⑤ 二酸化炭素消火設備の制御盤の付近に、工事や点検時にとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた図書(機器構成図、系統図、防護区画及び貯蔵容器を貯蔵する場所の平面図、自動手動切り替え作業時のフローチャート)を備え付けること。



集合管に設置された
閉止弁の閉止例



制御盤に設置された
自動手動起動切り替えの例

4 消防設備士等による点検の実施 (消防法施行令第36条第2項第4号関係)

二酸化炭素消火設備(全域放出方式に限る。)については、建物の延べ床面積に係わらず、消防設備士や消防設備点検資格者等の有資格者に点検をさせなければならなくなりました。

問合せ先
西東京消防署 予防課予防係
〒202-0013
東京都西東京市中町1-1-6

TEL 042-421-0119
FAX 042-421-0118
E-mail nisitokyo3@tfd.metro.tokyo.jp

